

○ 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）附則第四条第一項及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第四条の規定による厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第八十五条の二（法第百六十一条第一項において引用する場合を含む。）に規定する責任準備金に相当する額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号から第三号の四まで、第五号から第五号の五まで、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第九号の四まで、第十二号及び第十四号に掲げる額を合計した額を控除した額、企業年金連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の四まで、第六号、第六号の二及び第十五号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第八号の四まで及び第十号から第十号の五までに掲げる額を合計した額を控除した額とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 平成十七年十月一日から連合会が解散した日までの間に確</p>	<p>1 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）附則第四条第一項及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第四条の規定による厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第八十五条の二（法第百六十一条第一項において引用する場合を含む。）に規定する責任準備金に相当する額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号から第三号の四まで、第五号から第五号の五まで、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第九号の四まで、第十二号及び第十四号に掲げる額を合計した額を控除した額、企業年金連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の四まで、第六号、第六号の二及び第十五号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第八号の四まで及び第十号から第十号の五までに掲げる額を合計した額を控除した額とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 平成十七年十月一日から連合会が解散した日までの間に確</p>

定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百十条の二第三項の規定により、確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を移転した基金の加入員及び加入員であった者に係る確定給付企業年金法第一百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成十七年六月厚生労働省告示第二百六十六号。第十二号において「平成十七年告示第二百六十六号」という。）の規定により計算した額に、当該基金が権利義務を移転した日の翌日が属する月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七〇十一（略）

十二 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に当該基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が権利義務を移転した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 法第四百四十四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者 当該者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額

ロ 確定給付企業年金法第一百十条の二第三項の規定により確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を移転した基金の加入員及

定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百十条の二第三項の規定により、確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を移転した基金の加入員及び加入員であった者に係る確定給付企業年金法第一百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成十七年六月厚生労働省告示第二百六十六号）の規定により計算した額に、当該基金が権利義務を移転した日の翌日が属する月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七〇十一（略）

十二 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四十四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額に、当該基金が権利義務を移転した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

び加入員であった者 当該者について、それぞれ平成十七年告示第二百六十六号の規定により計算した額

十三〽十五 (略)

2〽8 (略)

9 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十五年四月一日以後平成十七年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号」とあるのは「、第三号の三、第三号の四、第五号の三」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の三、第七号の四、第八号の三、第八号の四、第九号の三、第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の三及び第八号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

10〽11 (略)

12 令附則第四条第二項に規定する利子は、第一項第二号から第十五号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年から基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年

十三〽十五 (略)

2〽8 (略)

9 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十五年四月一日以後平成十七年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号」とあるのは「、第三号の三、第三号の四、第五号の三」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の三、七号の四、第八号の三、第八号の四、第九号の三、第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の三及び第八号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

10〽11 (略)

12 令附則第四条第二項に規定する利子は、第一項第二号から第十五号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年から基金又は

(平成十一年にあつては、同年の十月以後の期間) について次の表に定める率とする。

平成十一年(同年の十月以降の期間)	年四・六六パーセント
平成十二年	年四・一五パーセント
平成十三年	年三・六二パーセント
平成十四年	年三・二二パーセント
平成十五年	年一・九九パーセント
平成十六年	年〇・二一パーセント
平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント

連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年(平成十一年にあつては、同年の十月以後の期間) について次の表に定める率とする。

平成十一年(同年の十月以降の期間)	年四・六六パーセント
平成十二年	年四・一五パーセント
平成十三年	年三・六二パーセント
平成十四年	年三・二二パーセント
平成十五年	年一・九九パーセント
平成十六年	年〇・二一パーセント
平成十七年	年四・九一パーセント